

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

別表第2 令和5年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R5.11.9	R5.11.20	東京消防庁福生消防署ほか1か所（5）無線設備移設工事	13	●			●												対象となる公文書を保有していないため	東京消防庁 総務部 情報通信課
2	R5.11.2	R5.11.14	東京消防庁日本堤待機宿舍（5）解体工事の内訳書一式	30	●																東京消防庁 総務部 施設課
3	R5.11.9	R5.11.14	板橋消防署（5）電気設備改修工事の内訳書一式及び特記仕様書	71	●																東京消防庁 総務部 施設課
4	R5.11.10	R5.11.24	狛江消防署（5）空調設備改修工事の内訳書一式	3	●																東京消防庁 総務部 施設課
5	R5.9.21	R5.11.7	火災調査書類（平成22年5月21日22赤予（調）第14号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調書 4 現場質問調書 5 出火建物・避難状況等調書 6 火災損害状況調査	17		●															東京消防庁 予防部 調査課

32	R5.11.10	R5.11.20	○（江東区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成29年5月23日29城予（設）第84号）の系統図及び平面図	9	●														平面図の一部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部 予防課
33	R5.11.10	R5.11.20	○（港区○丁目○番○号）に係る 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成30年4月6日30芝予（設）第125号）のかがみ及び平面図 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成30年12月17日30芝予（設）第3101号）のかがみ及び平面図 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成30年12月18日30芝予（設）第3151号）のかがみ及び平面図 4 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成31年2月4日30芝予（設）第3694号）のかがみ及び平面図	48	●															東京消防庁 予防部 予防課
34	R5.11.10	R5.11.20	○（港区○丁目○番○号）に係る2018年11月頃から2019年12月頃届出された消火器の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書のかがみ及び平面図							●									廃棄済であり、現在は存在しない。	東京消防庁 予防部 予防課
35	R5.11.12	R5.11.20	○（新宿区○丁目○番○号）に係る 1 防火対象物使用開始届出書（令和3年2月3日2新予（使）第877号）の鑑及び家具配置図 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和3年3月16日3新予（設）第2551号）の鑑、防火対象物概要表、自動火災報知設備の概要表、自動火災報知設備試験結果報告書、配線の試験結果報告書、1階平面詳細図及び写真	16	●														共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部 予防課
36	R5.11.12	R5.11.20	○（新宿区○丁目○番○号）に係る検査結果書（令和3年2月3日2新予（使）第877号）	1	●															東京消防庁 予防部 予防課
37	R5.11.1	R5.11.21	○（港区○丁目○番○号）に係る工事整備対象設備等着工届出書（平成19年5月18日19赤予（着）第95号）	70	●														概要表、仕様書、平面図等の一部は、テロ等の犯罪の標的となるおそれがあり、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部 予防課
38	R5.11.10	R5.11.21	○（豊島区○丁目○番○号）に係る 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成25年12月20日25豊予（設）第1049号）のかがみ、平面図及び系統図 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成26年1月27日25豊予（設）第1166号）のかがみ、平面図及び系統図	6	●														平面図の一部は、公にすることにより、建物内部への侵入による犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部 予防課

